

罹災状況報告書（家財用）

所属所名

氏 名

		罹災前の 総数量	罹災前の 各見積額	罹災した 物の数量	罹災した物の 各見積額	罹災後の使用状況
敷物類			円		円	
			円		円	
			円		円	
車			円		円	
			円		円	
ふとん類			円		円	
			円		円	
			円		円	
			円		円	
衣類			円		円	
			円		円	
家具類			円		円	
			円		円	
			円		円	
			円		円	
			円		円	
			円		円	
			円		円	
			円		円	
書籍			円		円	
			円		円	
その他			円		円	
			円		円	
			円		円	
			円		円	
			円		円	
			円		円	
			円		円	
			円		円	
			円		円	
			円		円	

罹災前の家財の総見積額	円	罹災した家財の総見積額	円
-------------	---	-------------	---

- 備考
1. 家財は、組合員又は被扶養者が所有の社会生活に必要な一切のものです。ただし、被扶養者以外の方と組合員の共有のものについては含めず。（現金、有価証券及び趣味等で所有の高価なものは除きます。）
 2. 罹災前の総数量には、罹災しなかった家財もすべて記入してください。
 3. 各家財の見積額は、修理して使用できるものは修理代金を、修理不能のものは、同等のものを購入した場合にかかる代金を記入してください。（自家用車については所有名義の分かる書類を添付し、修理の場合は見積書を、廃車にした場合は廃車証明書類を添付してください。）
 4. 記載の内容について詳細を確認させていただく場合があります。
 5. 損害程度の判断のため、その他書類の提出を依頼する場合がありますので、ご承知おき願います。
 6. 1枚に記入しきれない場合は、様式をコピーし記入してください。

罹災状況報告書（家財用）

記入例（火災の場合）

所属所名 津市立三重小学校

氏 名 共 済 太 朗

		罹災前の 総数量	罹災前の 各見積額	罹災した 物の数量	罹災した物の 各見積額	罹災後の使用状況
敷物類	じゅうたん類	2	100,000 円	2	100,000 円	焼失
	カーテン一式		200,000 円		200,000 円	焼失
車	ホンダ インサイト（組合員保有）	1	2,000,000 円		円	外出中により焼失を免れた
	自転車（被扶養者（子）保有）	2	120,000 円		円	外出中により焼失を免れた
ふとん類	ふとん一式		160,000 円		160,000 円	焼失
	座布団一式		50,000 円		50,000 円	焼失
	毛布一式（電気毛布含む）		50,000 円		50,000 円	焼失
衣類	衣類及び靴一式（組合員分）		200,000 円		200,000 円	焼失
	衣類及び靴一式（被扶養者（子）分）		150,000 円		150,000 円	焼失
家具類	たんす	4	500,000 円	4	500,000 円	焼失
	食器棚	2	150,000 円	2	150,000 円	焼失
	テレビ台	2	150,000 円	2	150,000 円	焼失
	机（組合員用）	1	20,000 円	1	20,000 円	焼失
	机（被扶養者（子）用）	2	60,000 円	2	60,000 円	焼失
	食卓テーブルセット	1	50,000 円	1	50,000 円	焼失
	テーブル（居間用）	1	20,000 円	1	20,000 円	焼失
	ソファ	1	80,000 円	1	80,000 円	焼失
	ベット（被扶養者（子）用）	2	60,000 円	2	60,000 円	焼失
	靴収納棚	1	50,000 円	1	50,000 円	焼失
書籍	書籍一式（組合員分）		30,000 円		30,000 円	焼失
	書籍一式（被扶養者分）		20,000 円		20,000 円	焼失
その他	暖房器具一式 <small>（ストーブ・ファンヒーター・こたつ）</small>		50,000 円		50,000 円	焼失
	食器・調理器具一式		100,000 円		100,000 円	焼失
	エアコン	3	350,000 円	3	350,000 円	焼失
	扇風機	2	30,000 円	2	30,000 円	焼失
	洗濯機（乾燥機能付）	1	100,000 円	1	100,000 円	焼失
	掃除機	1	20,000 円	1	20,000 円	焼失
	テレビ	2	200,000 円	2	200,000 円	焼失
	オーディオ類一式		30,000 円		30,000 円	焼失
	パソコン類一式		100,000 円		100,000 円	焼失
	消耗品類 <small>（トイレペーパー、洗剤類）</small>		5,000 円		5,000 円	焼失
	台所電化製品一式 <small>（冷蔵庫・オーブンレンジ・トースター・炊飯ジャー・電気ポット・食器洗浄器）</small>		250,000 円		250,000 円	焼失

罹災前の家財の総見積額	5,455,000 円	罹災した家財の総見積額	3,335,000 円
-------------	-------------	-------------	-------------

- 備考 1. 家財は、組合員又は被扶養者が所有の社会生活に必要な一切のものです。ただし、被扶養者以外の方と組合員の共有のものについては含めず。（現金、有価証券及び趣味等で所有の高価なものは除きます。）
2. 罹災前の総数量には、罹災しなかった家財もすべて記入してください。
3. 各家財の見積額は、修理して使用できるものは修理代金を、修理不能のものは、同等のものを購入した場合にかかる代金を記入してください。（自家用車については所有名義の分かる書類を添付し、修理の場合は見積書を、廃車にした場合は廃車証明書類を添付してください。）
4. 記載の内容について詳細を確認させていただく場合があります。
5. 損害程度の判断のため、その他書類の提出を依頼する場合がありますので、ご承知おきます。
6. 1枚に記入しきれない場合は、様式をコピーし記入してください。

罹災状況報告書（家財用）

記入例（風水害の場合）

所属所名 津市立三重小学校

氏名 共済 太郎

	罹災前の 総数量	罹災前の 各見積額	罹災した 物の数量	罹災した物の 各見積額	罹災後の使用状況		
敷物類	じゅうたん類	2	100,000 円	2	100,000 円	洗浄不可	
	カーテン一式		200,000 円			円	洗浄により使用可
車	ホンダ インサイト（組合員保有）	1	2,000,000 円	1	2,000,000 円	水没により修理不可・廃車	
	自転車（被扶養者（子）保有）	2	120,000 円			円	水没を免れた
ふとん類	ふとん一式		160,000 円		80,000 円	水没により一部使用不可・廃棄	
	座布団一式		50,000 円		50,000 円	水没により使用不可・廃棄	
	毛布一式（電気毛布含む）		50,000 円			円	水没を免れた
衣類	衣類及び靴一式（組合員分）		200,000 円		100,000 円	} 一部洗浄のうえ使用可	
	衣類及び靴一式（被扶養者（子）分）		150,000 円		50,000 円		
家具類	たんす	4	500,000 円	2	250,000 円	} 水没により使用不可	
	食器棚	2	150,000 円	2	150,000 円		
	テレビ台	2	150,000 円	1	80,000 円	一部洗浄のうえ使用可	
	机（組合員用）	1	20,000 円			} 水没を免れた	
	机（被扶養者（子）用）	2	60,000 円				
	食卓テーブルセット	1	50,000 円			} 洗浄により使用可	
	テーブル（居間用）	1	20,000 円				
	ソファ	1	80,000 円	1	80,000 円	水没により使用不可	
	ベット（被扶養者（子）用）	2	60,000 円			円	水没を免れた
	靴収納棚	1	50,000 円			円	洗浄により使用可
書籍	書籍一式（組合員分）		30,000 円		10,000 円	水没により一部使用不可	
	書籍一式（被扶養者分）		20,000 円			円	水没を免れた
その他	暖房器具一式 (ストーブ・ファンヒーター・こたつ)		50,000 円			円	水没を免れた
	食器・調理器具類一式		100,000 円		70,000 円	円	水没により一部使用不可
	エアコン	3	350,000 円	1	110,000 円	} 一部使用不可	
	扇風機	2	30,000 円	1	15,000 円		
	洗濯機（乾燥機能付）	1	100,000 円	1	100,000 円	} 使用不可	
	掃除機	1	20,000 円	1	20,000 円		
	テレビ	2	200,000 円	2	200,000 円	} 水没を免れた	
	オーディオ類一式		30,000 円		30,000 円		
	パソコン類一式		100,000 円			円	水没を免れた
	消耗品類 (トイレットペーパー、洗剤類)		5,000 円		5,000 円	} 使用不可	
	台所電化製品一式 (冷蔵庫・オーブンレンジ・トースター・炊飯ジャー・電気ポット・食器洗浄器)		250,000 円		250,000 円		

罹災前の家財の総見積額	5,455,000 円	罹災した家財の総見積額	3,750,000 円
-------------	-------------	-------------	-------------

- 備考 1. 家財は、組合員又は被扶養者が所有の社会生活に必要な一切のものです。ただし、被扶養者以外の方と組合員の共有のものについては含めず。（現金、有価証券及び趣味等で所有の高価なものは除きます。）
2. 罹災前の総数量には、罹災しなかった家財もすべて記入してください。
3. 各家財の見積額は、修理して使用できるものは修理代金を、修理不能のものは、同等のものを購入した場合にかかる代金を記入してください。（自家用車については所有名義の分かる書類を添付し、修理の場合は見積書を、廃車にした場合は廃車証明書類を添付してください。）
4. 記載の内容について詳細を確認させていただく場合があります。
5. 損害程度の判断のため、その他書類の提出を依頼する場合がありますので、ご承知おきます。
6. 1枚に記入しきれない場合は、様式をコピーし記入してください。